

不法無線局未然防止月間の取組

INFORMATION

沖縄総合通信事務所は、良好な電波利用環境を維持・推進することを目的として、2月1日から2月29日までの1ヶ月間を「不法無線局未然防止月間」と設定し、不法無線局未然防止に関する周知啓発活動を重点的に取り組むと共に、小学生を対象とした「電波教室」の開催や捜査機関と共同で不法無線局の取締りを実施しました。

<小学生100名を対象に「電波教室」を開催>

沖縄総合通信事務所は、2月6日、沖縄県電波適正利用推進員協議会と共催で、宜野湾市立大謝名小学校の6年生100名の児童を対象に、「電波教室」を開催しました。

電波教室では、電波の歴史や電波の性質、正しい電波の使い方などについて実験等を交えながら説明が行われ、また、実際のラジオ製作では、慣れないハンダゴテに悪戦苦闘しながらも、完成したラジオから流れる音に大喜びする児童、これまではラジオ放送をあまり聞かなかった児童が今後は自作のラジオで放送を楽しみたいとの感想などがあり、電波について学び・親しんでもらった一日でした。



<不法無線局の共同取締を実施>

沖縄総合通信事務所は、2月20日、名護市安和の路上で名護署と共同で不法無線局の取締りを実施し、トラックに不法アマチュア無線を開設していたトラック運転手2名を電波法第4条違反で名護警察署に告発しました。

沖縄総合通信事務所では、今後とも捜査機関と共同で不法無線局の取締りを行うこととしています。



取締状況



不法設備の撤去状況

vol.6 知っていますか?

今回は、人から人へと送達される「信書」の送達についてのお話です。

突然ですが「信書」って、ご存じでしょうか。

「特定の受取人に対し、差出人の意志を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されています。

手取り早く言ってしまうと**手紙や葉書**が該当しますが、**申請書や請求書、証明書や許可証**もこの「信書」に該当します。

この「信書」を送達するときは、郵便法に基づく郵便事業(株)又は、信書便法に基づく信書便事業者でなければ、送達することが出来ません。

利用者の方々も信書を宅配便で送ったり、運送荷物の中に入れて送ることも出来ません。

少し厳しいと感じの方もおられると思いますが、日本国憲法第21条第2項には、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」とあります。

けして、電話に代表される電気仕掛の通信だけが通信ではないのです。

「信書」の送達は、人から人へ送られる通信の原点なのですから。